賃金手取り11万円

いくら親バカでもこれでは……

一坑外労働者の〝手記〟

七八春闘も、いよいよヤマ場にさしかかろうとしていますが、不況だからとの理由で、雇用合理化が吸き荒れています。

大牟田では三煉や三作、橋本鉄工所など、指名解雇、あるいはそれに等しい希望退職募集が相ついでだされています。

今私は、「去るも地獄、残るも地獄」のスローガンのもとで闘った三池闘争を思いださずにおれないのです。この不況のもとで、職場に残るもの。わずかばかりの退職加給金をエサにつられて退めて行く人。共に苛酷な労働条件や、生活のきびしさが待っていることでしょう。

ともあれわれわれ働くものとして、これだけはは っきりといえると思うことは、不況であるとか、失業とか、物価値上げとか、あるいはインフレであるとかは、私たちには何ら責任はないということです。すべては政府、自民党、独占資本家どもの責任であります。

わが家にとって三月～四月は憂うつな日々であります。家計簿は、大ざっぱにいえば表のとおりでありますが、この中に、衣料品の購入費と子供の受験料、そして入学費が含まれていないことです。

長女の場合、進学かそれとも就職か、本人の希望とわが家の経済状態を考えながらも、結局は親のおもわくとは裏腹に、進学の方向に決りました。

二女の場合、金のかからない公立高校をと考えましたが、就職のことを考えて、結局は私立高校進学に決ったのであります。

短大進学と高校進学。親の苦労を知ってか知らずでか、毎日喜々として通学しています。

長女の場合、この春三つの学校に受験したので、今通学している学校の入学金が三十一万円（半年分の受業料含む）、受験料が交通費含めて約五万円。洋服代約二万五千円。ザット四十万の出費であります。

二女の場合、これまた入学金その他の支出を含めて約十五万円也。双方合せて五十五万円がこの一カ月間に、わが家からでていったことになります。

もちろんこんな多額の貯えがあろうはずはなく、労金の進学ローンにお世話にならざるを得なかった次第でありますが、親バカなのか、こんなにしてまで進学させなければならないのかと思う反面、あくまでこんな暮らしを押しつけようとする政府・独占に、新な怒りがこみ上げてきます。

母ちゃんも働いてさえ毎月の生計費は赤字なのに、今月の以上の出費です。どうにもならない現状であります。

賃上げも時代の流れを考えれば、要求を満額とるところか、もっと大幅な賃金引上げをこそせまられているのです。

なお私の家の家族は五十歳の私のほかに、妻が四十五歳、長女十八歳（短大入学）、次女十六歳（高校進学）の四人です。

三月の家計

三月分賃金一〇八、〇〇〇円
（総稼ぎは一二三、〇〇〇円）

支出	
主食	一五、〇〇〇円
副食	四五、〇〇〇円
調味料	八、〇〇〇円
嗜好品	二、〇〇〇円
光熱費	六、〇〇〇円
教育費	一三、〇〇〇円
交際費	八、〇〇〇円
通信費	二、八〇〇円
医療費	一、八〇〇円
計	一二一、六〇〇円
従って赤字が三、六〇〇円	

全電通大牟田分会青年部のアピール。ここにも春闘への決意が……

市にも働きかける

石炭政策討論集会　政策要求の実現へ

三日大牟田市職員会館で、福岡県評・大牟田地評・炭労・三池労組共催の〝石炭政策提言大牟田地区討論集会〟が開催され、石炭産業の安定、産炭地の振興、真に国民のための石炭政策の実現のため自治体としても立ちあがるべきだとして、まず市に対して強く働きかけてゆくことを決めた。

集会には炭労・三池労組をはじめ大地評に各単産の組合員ら約八十人が参加したが、炭労から大江静矢書記次長がかけつけた。炭労の臨時大会で確立した政策提言の主旨にそい、石炭産業の現状と課題について報告。あと質疑応答を交わすうちにわが国のエネルギー情勢の現状と、せまられている石炭政策が負うべき課題の正しい認識をつかんでいった。

炭労の政策提言がかかげる諸要求（省略）は、七八春闘のますます重要な課題となってきた。

会社回答なし、実力を決意か

炭労の春闘要求に、十六日現在会社は何の回答もしていず、炭労はいよいよ実力行使を決意せざるを得なくなった。

日本百科辞典によれば、〝停年制〟とは「労働することのできる年齢の最高限度として一定の年齢を定め、労働者がその年齢に達すると退職するように定めた制度をいう。労働者の肉体的寿命によって、労働能力・労働意志の減退は避けることのできないものであり労働力の最高能率を期待するためには、労働者を引きつづき雇用することが企業にとって不利となる……」、とある。

つまり停年制とは、明らかに首切り協定である。

在職中は誰しも、早くこんな会社は辞めたい、そして三井独占の支配・搾取の鎖を断ち切りたい、と考えるものだ。ところが停年退職して明らかになることは、三井独占資本の直接の支配と搾取からは避けられるが、日本独占資本主義の体制の支配からは逃げることはできない、ということである。

職安にいって、職探しの仕事が自分を待っている。

毎日、何十人、何百人という失業者が職安を訪れる。仕事を探しにくるのだ。バーやキャバレーのホステスとか、事務とか。係員のファイルに、職種別に求人内容が整理されている。

停年退職者といえば、仕事の内容はさることながら、労働条件は今までの半分以下である。五十五歳から急に半分の労働力になるはずはないのであるが、低賃金という網の目に引っかかる以外に食うことができない社会の仕組みになっているのだ。

職安で「就職あっせんを受けますか」、と質問された。私は「ハイ」、と言った。職安が公的職業あっせん機関として、失業者の立場を考え一定の仕事をあっせんするのは当然だから。

職安としては、雇用保険受給の資格条件受得のいかんをテストするためかも知れなかった。私達としても、失業保険を貰って遊ぶことを求めているのではない。自分達に適した仕事さえあれば、すぐにも就職したいのが殆んどの停年退職者が考えることだと思う。資本主義体制の世の中では、生きるためには働き続けなければならない労働者である。

それにしても、退職と同時にそのための組織がなくなり、淋しさと孤独感がひしひしと身を包んでくる。つまり今迄の仲間にはずれ未組織労働者となってしまう。

やっぱり現役の仲間とともに闘うためにも、まず未組織労働者の組織化を成し遂げること以外になく、そのために働くことを改めて決意している。

×

Nさんは元本所指導部に所属して闘ってこられた人です。

見た、団結の強さ

映画〝三池のたたかい〟に感動

高知県職の新入組合員学校で

映画〝三池のたたかい〟が、各地で上映されるごとに見る人びとの感動を呼び起こしているが、これは四国の高知での話である。

自治労高知県職員組合の青年・婦人部は、去月十～十一日の二日間〝新入組合員学校〟を開いた。

今年が十九回目という組合学校で、映画〝三池のたたかい〟が上映されたところ、参加者の間から感動の声が湧きあがった。

そのときのようすを、同県職労の機関紙が伝えているが、そのなかの一人――西村吉市さんは次のように語っている。

「映画〝三池のたたかい〟を見た。知らなかった、あんな事があったなんて。あんなことが現在も続いているなんて……。団結の力は強いというが、本当だ」

働く者にとって――〝停年制〟とは何か

退職者　N生

蛙の子は〝蛙〟

映画〝三池のたたかい〟を見て

弁護士　堀　敏明

三池闘争――。この言葉を聞くたびに、私の胸にはなつかしさと熱いものがこみあげる。

十数年前、私の父は三池労組の組合員として、三池闘争を闘っていた。そのころ私は、小学校にあがるかあがらぬかのとしで、三池闘争についての記憶はあまりない。

昨日、私は総評弁護団主催の新人学習会で、映画〝三池のたたかい〟を見た。映画のひとこまひとこまが、かって本で読み、あるいは父から断片的に聞いていた三池闘争を私の脳裡によみがえらせ、私はなつかしさと感動に涙した。

映画にあらわれる多数の三池労組員の顔が、私の父の顔とオーバーラップし、その主婦の姿が私の母とオーバーラップする。

私の家にたむろしていた、多くの労組の人々。

闘争後父がクビになり、東京へ出てからの生活……。

それらの記憶の切れはしが、浮かんでは消えていった。

私は炭鉱離職者の子。どこかにその境遇から逃れたい、逃れたいという気持を持って、この十数年を生きてきたと思う。しかし、蛙の子は蛙である。「三池」のことばを聞くたびに、私の心はあつく揺れ動く。そして映画の〝三池のたたかい〟を見て、労働者の底力をあらためてたたきつけられた今、いまだに多くの労働者・弁護士等に多大な影響を与え、語りつがれている三池闘争にその青春と人生をかけた父を持つことを、私は誇りに思うのだ。炭鉱離職者の子という境遇から逃げたい、逃げたいと思っていた自分が恥かしい。

私はこれから弁護士になるのであるが、自分の能力から考えてどれだけのことができるかわからない。が、働く人々や総評弁護団の諸先輩とともに、今後の人生を歩んで行きたいと思う。

（昭和五十三年三月二十六日）

×

筆者は、「埼玉県草加市北谷町五四二―二六」にお住まいで、お父さんのお名前を堀吉明さんと呼び、まぎれもなく三池闘争の犠牲者千二百名のなかのお一人です。

筆者について

先般毎年の例のごとく、四月から総評弁護団に加入する新人を迎え、総評弁護団主催の新人学習会を行ない、その際三池の映画〝三池のたたかい〟を写したのだが、新人たちはその映画に深い感動をおぼえていた。そのなかには、千二百名の指名解雇で三池を去った労働者の子弟がいた。

三川支部二十四昇丙方採炭分会（分会長＝岩山喜久蔵氏）の副分会長であり、また大正地域分会の副分会長であった堀吉明氏の子弟であり、炭鉱離職者の子弟として苦労したであろうが、今は東大法学部を卒業。松川・メーデー事件等の中心であった東京合同法律事務所に属し、この四月から労働者の弁護士を志している。

映画を見たあと「実は私は、解雇された三池労組の組合員を父にもちました」と述べ、しばし絶句した彼。それが右の文章である。

×

三池大災害裁判
担当弁護士
藤本　正

×

右の二つの文章は、藤本先生からわざわざお送りいただいたものです。

このように常々、何かと本紙へのお力添えいただくことに対しまして、心からお礼申し上げます。

編集部